

第8号議案 令和2年度長崎市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第1号）

目次	ページ
1 令和2年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算総括表	1
2 補正予算の内容	2
3 補正予算にかかる会計の流れ	3

市民健康部

令和3年2月



2 補正予算の内容

(1) 後期高齢者医療広域連合納付金

【74,795千円】

ア 補正理由

保険料算定のもととなる被保険者の所得が当初の見込みを上回り、長崎市が徴収する保険料総額が増えるため、後期高齢者医療広域連合納付金を増額する必要があるもの。

イ 補正額

(単位：千円)

	内訳	現計予算額	補正額	計
【歳入】 後期高齢者医療 保険料	特別徴収保険料	2,630,552	46,112	2,676,664
	普通徴収保険料	1,664,139	28,683	1,692,822
	計	4,294,691	74,795	4,369,486
【歳出】 後期高齢者医療 広域連合納付金	後期高齢者医療広 域連合納付金(後期 高齢者医療保険料)	4,295,812	74,795	4,370,607

※ 歳入と歳出の差は延滞金に係るもの。

(2) 後期高齢者医療システム改修業務委託

【8,204千円】

ア 補正理由

令和3年度の保険料算定等に適用される国の税制改正に対応するため、新たに連携している県広域連合のシステムとの連携内容の追加変更、各種帳票のレイアウト変更など後期高齢者医療システムの改修を行う必要があるもの。

参考 国の税制改正：平成30年度税制改正に伴うもので、主な内容としては令和3年1月からの個人所得課税が見直され、給与所得控除及び公的年金等控除の額が10万円引き下げられ基礎控除額に振り替えられるもの。

イ 補正額

(単位：千円)

内訳	現計予算額	補正額	計
委託料	27,751	8,204	35,955

ウ 財源

(単位：千円)

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8,204	693	—	—	—	7,511

エ 繰越明許費

(単位：千円)

区分	支出予定額	財源内訳				
		国庫支出金	県支出	地方債	その他	一般財源
総事業費	8,204	693	—	—	—	7,511
支出予定額	2,079	693	—	—	—	1,386
繰越明許額	6,125	—	—	—	—	6,125

理由 対応した後期高齢者医療システムのパッケージ出荷予定が令和3年3月であるため、システム改修が年度内に完了しない。そのため、当該改修費のうち、令和3年度に行う作業に係る費用6,125千円を繰り越すもの。

3 補正予算にかかる会計の流れ

